

科目名 (Subject)	刑事法研究 (発展) Criminal Law (Advance)		
単位数 (Credits)	2 単位	開講時期	後 期
担当教員名 (Name)	菅沼 真也子 (漢字表記) Mayako SUGANUMA	研究室番号 (Office)	414
Office Hours			

1. 授業目的・方法 (Course objective and method)

わが国の刑法と法体系を同じくするドイツ刑法は、かつてよりわが国の法解釈に大きな影響を与えている。それゆえ、ドイツ刑法理論を学ぶことは、比較法的見地から見て、重要性を有する。

本講義では、比較法的観点から、ドイツ刑法に関する文献を検討対象として、まずはドイツ語の文献を講読してドイツ刑法理論に対する理解を深め、そこでの議論を参照して、翻って我が国の刑法の争点について考察を加える。

2. 授業内容 (Course contents)

(授業課題)

第1週 ガイダンス・使用教材の選定・担当者の割り当て決定。

第2週～ (第13週までを目安に) 文献講読。

第14週 文献を読了したところで、これまでの翻訳に基づいて、文献の概要をまとめる。

第15週 講読した文献の内容と関連するわが国の刑法の争点について議論する。

(予習課題)

次回授業で読み進める予定の箇所について、各自翻訳する。

(復習課題)

翻訳で誤りを指摘された箇所について、自身で改めて検討し、必要があれば修正する。
文献を講読し終わった後で、各自の翻訳に基づいて、当該文献の概要をまとめる。

3. 使用教材 (Teaching materials)

初回の授業時に、学生の研究テーマ等を考慮して相談した上で、教材を選定する。

4. 成績評価の方法 (Grading)

評価の要素	ウェイト
出席率	20 %
授業への参加度 (討論、基礎知識)	30 %
翻訳の完成度	50 %

5. 成績評価の基準 (Grading Criteria)

翻訳の完成度、翻訳した文献についての理解度、授業への参加度を基準にして、秀 (90～100)、優 (80～89)、良 (70～79)、可 (60～69) で評価する。評価の目安は以下の通り。

秀：ドイツ語の文献について、極めて優れた翻訳ができる。翻訳した文献と関連するテーマについて、ドイツ刑法理論について正確に理解した上で、積極的に討論に参加することができる。ドイツ刑法理論を通じて、わが国の刑法の諸問題について分析することができる。

優：ドイツ語の文献について、優れた翻訳ができる。翻訳した文献と関連するテーマについて、積極的に討論に参加することができる。ドイツ刑法理論を通じて、わが国の刑法の諸問題について分析することができる。

良：ドイツ語の文献について、正しい翻訳ができる。翻訳した文献と関連するテーマについて、意見を求められれば討論に参加することができる。ドイツ刑法理論を正しく理解することができる。

可：ドイツ語の文献について、一応翻訳ができる。翻訳した文献と関連するテーマについて、意見を求められれば討論に参加することができる。

不可：ドイツ語の文献について、意味が通じるような翻訳することができない。ドイツ刑法理論を理解することができない。

6. 履修上の注意事項(Remarks)

ドイツ語文献を講読するので、ドイツ語に関する最低限の文法知識が身についていることを履修の要件とする。